STOP!

暴言・暴力・迷惑行為

当院には元警察官が常駐しています

次のような迷惑行為があった場合には、診療をお断りする場合があります。

1．暴言・暴力、繰り返しの不当な要求、大声・脅迫的な言動
2．セクシャルハラスメント
3．危険物の持ち込み、建物設備等の故意の破損
4．飲酒、喫煙、無断離院
5．その他、診療に支障をきたす行為

暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合、患者様と職員の安全確保のため、警察に通報するなど迅速に対応します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

JCHO仙台病院　院長